



令和8年度 第1回 環境審議会

(手数料の改定について)

令和8年7月24日

旭川市 環境部

ASAHIKAWA CITY

手数料の改定、新料金の適用時期等について



時 期	内 容
令和8年 3月2日	使用料・手数料の見直し案（修正案）、市民参加手続きの結果について、環境審議会委員に報告（郵送）
4月24日	使用料・手数料の見直し案（最終案）を決定
6月15日	令和8年第2回定例会に、条例改正案（※）を提案
6月30日	令和8年第2回定例会で、条例改正案（※）を議決
7月以降	改定料金の内容等について市民へお知らせ（ホームページ）
10月1日	新料金適用

※ 旭川市手数料条例

動物・汚染土壌処理業者許可等関係手数料の新料金



単位：円

項 目	現行料金	新料金（改定額）		適用日
動物関係手数料				
・登録票（飼養登録）交付等手数料	3,400	3,660	+ 260	R8.10.1
汚染土壌処理業者許可等関係手数料				
・汚染土壌処理業許可申請手数料	208,000	224,000	+ 16,000	R8.10.1
・汚染土壌処理業許可更新申請手数料	195,000	209,000	+ 14,000	
・汚染土壌処理業変更許可申請手数料	191,000	205,000	+ 14,000	
・汚染土壌処理業譲渡等承認申請手数料	104,000	112,000	+ 8,000	
・汚染土壌処理業合併等承認申請手数料	104,000	112,000	+ 8,000	
・汚染土壌処理業相続承認申請手数料	104,000	112,000	+ 8,000	